

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第2回期日(20220809)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書(甲A号証)

—控訴審第4準備書面に対応する証拠について—

2022年(令和4年)2月24日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 489	書籍『憲法を読み解く』(抜粋)	写し	2021年 5月31 日	渋谷秀樹	憲法学者である渋谷秀樹教授が近著において、憲法14条1項にいう「性別」には性的指向・性自認の相違も含むものとし(41頁)、憲法24条の「婚姻」の意義に関し、真摯な意思をもって共同生活を営もうとする同性カップルが現に存在する以上、それを多数派が否定するのは個人の尊重に反する(70頁)と論じていること。
甲A 490	憲法理論からみた同性婚の省察	写し	2022年 2月1日	渋谷秀樹	渋谷秀樹教授の本件についての意見。 渋谷教授は、『憲法〔第3版〕』(有斐閣, 2017年)(甲A249=乙13)において、「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難である」としていたが、本意見書において、同見解は誤りであったとし、「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改説する旨を明らかにしていること。
甲A 491	意見書	写し	2021年 12月20 日	大野友也	憲法学者である大野友也准教授の本件についての意見。 同性間の婚姻を認めないことは、①比較方法論、②関係性の理論及び③ジェンダーステレオタイプの理論のいずれによっても、憲法14条1項の禁止する性別に基づく差別に当たるものであり、違憲であり、同性婚を認めないことを正当化するに足る「やむにやまれざる政府利益」が存在するとはいえないから、そのような差別は違憲であること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 492	論文「救済を視野に入れた憲法上の実体的な権利の構成——同性婚訴訟を手掛かりとして」	写し	2022年 2月1日	巻美矢紀	<p>憲法学者である巻美矢紀教授の本件についての意見。</p> <p>憲法24条は、法律婚を憲法上の権利として保護しており、法律婚を含む結婚の権利は、相手方の同意を前提とした「生活と人生を共にすべき伴侶に関する選択」として人格の発展に重要なものであって、配偶者の選択の自由はその中核部分をなすものであるから、異性間の婚姻しか認めない現行法の解釈・運用は、法律婚の権利の中核に対する直接的な制約をなすものである上、同性愛者に婚姻制度へのアクセスを永久に制限するものであることからすれば、厳格な審査が求められるところ、結婚と生殖とが切り離されたならば、緩やかな審査基準ですらクリアすることはできず違憲であること。</p>

以上